

改正

平成12年9月27日条例第57号

平成18年3月30日条例第3号

平成25年12月17日条例第65号

平成26年9月26日条例第94号

宮崎市社会福祉審議会条例

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第7条第1項に規定する地方社会福祉審議会として、及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第25条に規定する審議会その他の合議制の機関として宮崎市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(調査審議事項の特例)

第2条 法第12条第1項の規定により、審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させるものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員35人以内をもって組織する。

(委員の任期)

第4条 審議会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 審議会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は委員の互選によって定め、副委員長は委員長が指名する。

3 委員長は会務を総理し、副委員長は委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員の4分の1以上の者が審議すべき事項を示して会議の招集を請求したときは、委員長は、会議を招集しなければならない。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 臨時委員は、当該臨時委員が調査審議する特別の事項について議事を開き、又は議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

第7条 審議会に、民生委員審査専門分科会、身体障害者福祉専門分科会及び児童福祉専門分科会のほか、法第11条第2項の規定により、高齢者福祉に関する事項を調査審議するため、高齢者福祉専門分科会を置く。

2 児童福祉専門分科会は、認定こども園法第25条に規定する事項を調査審議するものとする。

3 審議会の専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。次条第4項において同じ。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

4 委員は、1又は2以上の専門分科会に属する。

(専門分科会長等)

第8条 専門分科会に専門分科会長及び副専門分科会長を置く。

2 専門分科会長は当該専門分科会に属する委員（民生委員審査専門分科会以外の専門分科会のときは、委員及び臨時委員）の互選によって定め、副専門分科会長は専門分科会長が指名する。

- 3 専門分科会長は当該専門分科会の事務を掌理し、副専門分科会長は専門分科会長に事故があるとき、又は専門分科会長が欠けたときはその職務を代理する。
- 4 審議会は、その定めるところにより、専門分科会の決議をもって審議会の決議とすることができる。
- 5 第6条（第2項を除く。）の規定は、専門分科会について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「専門分科会」と、「委員長」とあるのは「専門分科会長」と読み替えるものとする。

（審査部会長等）

第9条 社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第3条第1項の規定により身体障害者福祉専門分科会に設けられる審査部会に、審査部会長を置く。

- 2 審査部会長は、審査部会に属する委員の互選によって定める。
- 3 審査部会長は、審査部会の事務を掌理し、審査部会長に事故があるとき、又は審査部会長が欠けたときは、審査部会に属する委員のうちから審査部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- 4 第6条（第2項を除く。）の規定は、審査部会について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「審査部会」と、「委員長」とあるのは「審査部会長」と読み替えるものとする。

（庶務）

第10条 審議会の庶務は、福祉部において処理する。

（委任）

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
（宮崎市社会福祉審議会の調査審議事項の特例に関する条例の廃止）
- 2 宮崎市社会福祉審議会の調査審議事項の特例に関する条例（平成9年条例第65号）は、廃止する。

附 則（平成12年9月27日条例第57号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月30日条例第3号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月17日条例第65号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年9月26日条例第94号）

（施行期日）

- 1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号。次項において「一部改正法」という。）の施行の日（次項において「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 一部改正法による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第1項の認可に係る事項の調査審議については、施行日前においても、改正後の宮崎市社会福祉審議会条例の規定の例により行うことができる。